鹿児島県公報

令和８年10月30日（金）第767号

鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定　（森づくり推進課取扱い）１
○保安林の指定予定（２件）　（森づくり推進課取扱い）１
○県営土地改良事業の工事の完了　（農地整備課取扱い）２

公　　告

○令和８年度准看護師試験公告　（医師・看護人材課取扱い）２

公安委員会告示

○運転免許取得者等教育を行う者からの変更の届出　（免許管理課取扱い）３
○運転免許取得者等検査を行う者からの変更の届出　（免許管理課取扱い）３

告　　示

鹿児島県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林の所在場所

南九州市知覧町郡字安田16324番１、16332番

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

阿久根市鶴川内字登鹿倉5949番５、5980番15、字金山7061番６、7066番１

２　指定の目的

干害の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市田海町字波恵野7866番１

２　指定の目的

干害の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第601号

土地改良事業県営樹園地農道網整備（農道整備）中原地区の工事は、平成５年12月６日に完了した。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

公　　告

令和８年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和８年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　試験の日時

令和９年２月16日（火）午後１時30分から午後４時まで

２　試験の実施場所

⑴　鹿児島会場

鹿児島大学共通教育センター（鹿児島市郡元一丁目21番30号）

⑵　大島会場

鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番３号）

３　受験願書等の受付期間

令和８年12月14日（月）から同月18日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和８年12月18日の消印のあるものまで受け付ける。

４　受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県保健福祉部医師・看護人材課

鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577

電話番号　099－286－2736

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第103号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第７条第１項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。

令和８年10月30日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野考清

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	変更事項	変更内容	
			変更前	変更後
株式会社田上自動車学校 鹿児島市田上四丁目25番１号 松本　義弘	マジオドライバーズスクール田上校 鹿児島市田上四丁目25番１号	代表者の氏名	米盛　紀世実	松本　義弘
		施設の名称	田上自動車学校	マジオドライバーズスクール田上校

鹿児島県公安委員会告示第104号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号）第８条第１項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から次のとおり変更の届出があった。

令和８年10月30日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野考清

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	変更事項	変更内容	
			変更前	変更後
株式会社田上自動車学校 鹿児島市田上四丁目25番１号 松本　義弘	マジオドライバーズスクール田上校 鹿児島市田上四丁目25番１号	代表者の氏名	米盛　紀世実	松本　義弘
		施設の名称	田上自動車学校	マジオドライバーズスクール田上校